

令和2年5月1日

学 生 各位
教 職 員 各位
大学関係者 各位

九州保健福祉大学
学長 兒玉 修

全国を対象とした緊急事態宣言の期間の延長を受けて（再通知）

令和2年4月16日に、新型コロナウイルスの感染増加に対応する緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、更にこの緊急事態宣言の期間が延長される見込みとなったことを受け、九州保健福祉大学では、

宮崎県内の緊急事態宣言の期間が延長された場合は、

対面による前期授業の開始予定日5月7日（木）を更に延期します。

宮崎県内の緊急事態宣言の期間中は、対面授業はおこないません。

ただし、宮崎県の緊急事態宣言が解除された場合は、対面授業を開始する予定ですが、対面授業を開始する際には、追って連絡します。

なお、学生の皆さんには、5月7日（木）より順次Webによる遠隔授業を開始します。

遠隔授業の開始にあたっては、所属する学科および教務課よりユニバーサルパスポートを通して通知いたしますので、必ず、ユニバーサルパスポートを確認ください。

大学は今後も、感染者の発生や患者クラスター（集団）を生み出さないために、最善を尽くして取り組んで参りますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

大学内の相談窓口；学生課（0982-23-5576）

教務課（0982-23-5572）

庶務課緊急対策本部（0982-23-5555）